７級地

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービス利用料について（介護）

１．利用料と自己負担額の目安

介護保険の適用がある場合は、下記の料金表の料金が利用者負担となります。但し、介護保険の適用がない場合は介護保険料の給付の範囲を超えたサービス費は全額が利用者負担となります。
１単位の単価は、地域区分によって８種類に分かれています。

【事業所の所在地による係数】

	１級地	２級地	３級地	４級地	５級地	６級地	**７級地**	その他
１単位の単価	11.40 円	11.12 円	11.05 円	10.84 円	10.70 円	10.42 円	**10.21 円**	10 円

下記料金表の料金は**１単位＝10.21 円**にて算出しています。
自己負担は１割の場合を表記しています。介護保険負担割合が２割の方は２倍、３割の方は３倍のご利用料金となります。

⑴ 訪問看護料金

項 目（サービス所要時間）	単 位	料 金	自己負担（1 割の場合）
訪問看護 1-1（20 分未満）	314 単位/１回	3,205 円	321 円
訪問看護 1-2（30 分未満）	471 単位/１回	4,808 円	481 円
訪問看護 1-3（30 分以上 60 分未満）	823 単位/１回	8,402 円	841 円
訪問看護 1-4（60 分以上 90 分未満）	1,128 単位/１回	11,516 円	1,152 円
項 目（サービス所要時間）	単 位	料 金	自己負担（1 割）
予防訪問看護 1-1（20 分未満）	303 単位/1 回	3,093 円	310 円
予防訪問看護 1-2（30 分未満）	451 単位/1 回	4,604 円	461 円
予防訪問看護 1-3（30 分以上 60 分未満）	794 単位/1 回	8,106 円	811 円
予防訪問看護 1-4（60 分以上 90 分未満）	1,090 単位/1 回	11,128 円	1,113 円

※准看護師の場合は単位数の 90/100 相当の単位数とする。

⑵ 理学療法・作業療法料金

項 目（サービス所要時間）		単 位	料 金	自己負担（1 割の場合）
訪問看護 1-5（20 分）	週 6 回まで	294 単位/１回	3,001 円	301 円

※１日に２回を超えて（３回以上）訪問看護を行う場合は１回につき 90/100 に相当する単位数とする。

項 目（サービス所要時間）		単 位	料 金	自己負担（1 割の場合）
予防訪問看護 1-5（20 分）	週 6 回まで	284 単位/１回	2,899 円	290 円

RIGARESSE
繋がる、紡ぐ、存在。

※１日に２回を超えて（３回以上）予防訪問看護を行う場合は１回につき 50/100 に相当する単位数とする。
利用開始日の属する月から 12 月を超えて予防訪問看護を行った場合は１回につき５単位を減算する。

⑶ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合の料金

項 目	単 位	料 金	自己負担 (1 割の場合)
定期巡回訪看　要介護度１～４	2,961 単位/1 月	30,231 円	3,024 円
定期巡回訪看　要介護度５	3,761 単位/1 月	38,399 円	3,840 円

※准看護師よる訪問が１回でもある場合は単位数の 98/100 とする。

４）加算料金

項 目		単 位	料 金	自己負担 (1 割の場合)
初回加算（Ⅰ）　※１	適応月１回	350 単位	3,573 円	358 円
初回加算（Ⅱ）　※１	適応月１回	300 単位	3,063 円	307 円
退院時共同指導加算　※２	適応時	600 単位	6,126 円	613 円
長時間訪問看護加算　※３	適応時	300 単位	3,063 円	307 円
複数名訪問加算（Ⅰ）　※４ （看護師等）	30 分未満１回	254 単位	2,593 円	260 円
	30 分以上	402 単位	4,104 円	411 円
複数名訪問加算（Ⅱ）　※４ （看護補助者）	30 分未満	201 単位	2,052 円	206 円
	30 分以上	317 単位	3,236 円	324 円
看護・介護職員連携強化加算　※５	月１回	250 単位	2,552 円	256 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）　※６	月１回	600 単位	6,126 円	613 円
特別管理加算（Ⅰ）　※７	月１回	500 単位	5,105 円	511 円
特別管理加算（Ⅱ）　※７	月１回	250 単位	2,552 円	256 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ　※８	１回の訪問毎	3 単位	30 円	3 円
ターミナルケア加算　※９	適応時	2,500 単位	25,525 円	2,553 円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　※10		所定単位数の 5%		

※上記加算の他、必要に応じて加算します。

※１　新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に初回加算（Ⅰ）を算定します。退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合は初回加算（Ⅱ）を算定します。
退院時共同指導加算と同時算定は行いません。

※２　病院･診療所または介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院中または入所中の利用者が退院または退所する際に、訪問看護ステーションの看護師等が主治医と連携して在宅生活での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定します。

RIGARESSE
繋がる、紡ぐ、存在。

特別管理加算を算定できる状態の利用者について、複数日に実施した場合は２回算定します。

※３　特別管理加算の対象となる利用者に対して、所要訪問時間が 90 分以上の訪問看護を行う場合は１回につき算定します。

※４　利用者が身体的理由などにより１人の看護師等による訪問看護が困難と認められ、複数名の訪問を行った場合に算定します。

※５　訪問介護事業所と連携し、痰の吸引などが必要な利用者に関する計画作成や訪問介護職員への助言などの支援を行った場合に算定します。

※６　営業日以外の日および営業時間外も 24 時間対応体制を行っています。利用者または家族からの電話による看護に関する相談に常時対応し、必要に応じて緊急訪問を行います。

必ず、緊急時訪問を実施するものではありません。緊急時訪問を実際に行った場合には、所定単位数による利用料等を算定します。

※７　特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態等）に対して、サービス実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

※８　看護・リハビリ１回あたりの単位数として算定します。

定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携して、訪問看護を行う場合は月に 25 単位の算定を行います。

※９　ターミナルケアにかかわる計画および支援体制について利用者およびその家族に対して説明を行い、同意を得ている利用者が在宅で死亡した場合（死亡日および死亡日前 14 日以内に２回以上訪問看護におけるターミナルケアを実施）に算定します。

※10　厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者へ通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合に算定します。

⑸　時間帯による料金

１月以内の２回目以降の緊急訪問については、早朝･夜間･深夜の訪問看護に関する加算を算定します。

訪問時間帯	割増率
昼間（08:00～18:00）	通常料金
早朝（06:00～08:00）	25%割増
夜間（18：00～22:00）	25%割増
深夜（22:00～06:00）	50%割増

2．その他の費用等について

⑴ 交通費及び駐車場

交通費		無料
駐車場	有料駐車場を利用する場合	実費

⑵ 時間外料金およびオプション

その他	訪問看護サービス提供に必要な材料費等がある場合	実 費
死亡時の処置料	自宅で亡くなられた場合のご遺体のケア	40,000 円

⑶ キャンセル料

キャンセルの状況	キャンセル料
訪問看護サービスの 24 時間前までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
利用者の病状の急変などの場合	
当日のご連絡	状況によりキャンセル料が発生します
ご連絡のない場合	3,000 円

⑷ 電気、ガス又は水道等の無償使用

①看護師等が、訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要があるときは無償で使用させていただきます。（サービスの前後に手洗いをさせていただくことをご了承ください）

②看護師等が、訪問看護の提供に関して事業所等に連絡する必要があるときは、無償で電話を使用させていただきます。

RIGARESSE
繋がる、紡ぐ、存在。